

亀山市告示第146号

亀山市中山間地域等直接支払交付金交付要綱を次のように定める。

令和7年7月18日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）及び亀山市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画に基づき、中山間地域等において農業生産活動等を行う者に対し、交付金を交付することにより、中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、耕作地の多面的機能を確保することを目的とする。

(交付金の名称)

第2条 この告示により交付する交付金は、亀山市中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）という。

(交付金の交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、要領第6の2に規定する集落協定又は個別協定（以下「協定」と総称する。）に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(対象地域及び対象農用地)

第4条 交付金の交付対象地域及び交付対象農用地（以下「対象農用地等」という。）は、協定に位置付けられている農用地とする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、対象農用地等について、別表第1の左欄に掲げる地目及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める10アール当たりの単価に農用地の面積を乗じて得た額とする。

2 要領第6の3に規定する加算措置を適用するために取り組むべき事項を行った場合における交付金の額は、要領第6の3に定めるところにより、前項の規定による交付金の額に、別表第2の左欄に掲げる加算事項及び中欄に掲げる地目に応じ、同表の右欄に定める10アール当たりの単価に農用地の面積を乗じて得た額を加算した額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事項を実施しない場合における交付金の額は、同項の規定による交付金の額に0.8を乗じて得た額とする。

(1) 集落協定にあつては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

(2) 個別協定にあつては、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする者は、交付金を受けようとする年度の前年度に交付を受ける旨を市長に申出をした上で、交付金を受けようとする年度の8月31日までに、亀山市中山間地域等直接支払交付金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 市の認定を受けた協定の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付金の返還)

第7条 市長は、交付対象者が協定に違反した場合は、要領第6の4の規定により交付金の返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の属する年度に交付金の交付を受けようとする者は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定による申出を要しないものとする。

(失効)

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第5条関係）

地目	区分	10アール当たりの単価
田	急傾斜（勾配1／20以上）	21,000円
	緩傾斜（勾配1／100以上1／20未満）	8,000円
畑	急傾斜（勾配15度以上）	11,500円
	緩傾斜（勾配8度以上15度未満）	3,500円
草地	急傾斜（勾配15度以上）	10,500円
	緩傾斜（勾配8度以上15度未満）	3,000円
	草地比率の高い草地	1,500円
採草放牧地	急傾斜（勾配15度以上）	1,000円
	緩傾斜（勾配8度以上15度未満）	300円

別表第2（第5条関係）

加算事項	地目	10アール当たりの単価
棚田地域振興活動加算	田（認定棚田地域振興活動計画に位置付けられた棚田等で、勾配1／20以上）	10,000円
	畑（認定棚田地域振興活動計画に位置付けられた棚田等で、勾配15度以上）	10,000円
超急傾斜農地保全管理加算	田（勾配1／10以上）	6,000円
	畑（勾配20度以上）	6,000円
ネットワーク化加算	田、畑、草地及び採草放牧地（協定農用地のうち5ha以下の部分）	10,000円
	田、畑、草地及び採草放牧地（協定農用地のうち5haを超え10ha以下の部分）	4,000円
	田、畑、草地及び採草放牧地（協定農用地のうち10haを超え40ha以下の部分）	1,000円
スマート農業加算	田、畑、草地及び採草放牧地	5,000円
集落機能強化加算の経過措置	田、畑、草地及び採草放牧地	3,000円

別記様式（第6条関係）

亀山市中山間地域等直接支払交付金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

活動組織の所在地

活動組織の名称

代表者氏名

印

電話番号

※本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

亀山市中山間地域等直接支払交付金の交付を受けたいので、亀山市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 市の認定を受けた協定の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類